

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300177号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300094号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

令和元年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月19日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月19日
② 令和元年12月20日

私はA社で経理を担当しており、会社の通帳の過去記録を確認していたときに、請求期間①及び②に係る社会保険料が引き落とされていないことに気づき、自身の年金記録を調べたところ、当該期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。

調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の2019年分の賃金台帳及び請求者から提出された賞与に係る給与明細書(令和元年7月分及び同年12月分)により、請求者は、請求期間①及び②に同社から、それぞれ36万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(36万円)に基づく厚生年金保険料(3万2,940円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年7月19日及び同年12月20日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年7月19日及び同年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300063号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300093号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年7月から昭和57年2月まで
② 昭和57年7月から平成7年3月まで
③ 平成27年10月から同年12月19日まで

A事業所に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間②及びC社に勤務した請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。A事業所には、D奨学会の奨学金制度を利用して、新聞配達員として勤務していた。B社には、何度か入退社を繰り返したが、店舗従業員として複数の店舗に勤務していた。C社には、歳末の短期作業員として勤務していた。いずれの事業所もアルバイトとして勤務していたが、厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間①、②及び③の記録を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、D奨学会の奨学金制度を利用して、A事業所に新聞配達員として勤務していたと主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局は、当該事業所の名称で商業登記は確認できない旨回答している上、当該事業所宛てに送付した照会文書は不達であるほか、請求者が記憶する事業主、事業主の妻及び同僚3人の連絡先を確認することができず、照会することができない

ことから、請求者の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、請求者は、A事業所に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、当該期間中に入退社を繰り返したが、B社の複数の店舗に勤務していたと主張し、事業所名の表示がない給与支払明細書（4年10月分）を提出している。

しかしながら、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の事業主及び担当者は、請求者から提出された給与支払明細書について、同社が請求者に平成4年10月分の報酬に係る給与明細書として交付したものであり、請求者は、同社にアルバイトとして勤務していたが、請求期間②当時の資料がなく、勤務期間などの勤務状況は不明である旨回答及び陳述している。

また、B社の担当者は、請求者に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出を行ったか否かについて、当時の資料がなく不明であるが、同社にアルバイトとして勤務していた者については厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除は行っていない旨陳述しているところ、上述の給与支払明細書において、厚生年金保険料についての記載はなく、請求者の給与から厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者は、C社に歳末の短期作業員として勤務していたと主張しているところ、同社の事業主から提出された請求者に係る給与個人別一覧（2015年10月、同年11月及び同年12月分）により、当該期間において同社から請求者に給与の支払が行われていたことが確認できる。

しかしながら、請求者のC社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の事業主及び人事部担当者は、請求者は歳暮期の短期アルバイトとして請求期間③に在籍していたが、上述の給与個人別一覧のほかに請求者に係る人事記録はなく、請求者の入社年月日及び退社年月日は確認できない旨回答及び陳述している。

また、C社の事業主は、同社に3か月弱の短期アルバイトとして勤務していた者については、社会保険に加入させておらず、請求者に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出、

厚生年金保険料の納付及び控除は行っていない旨回答しているところ、上述の給与個人別一覧において、厚生年金保険料についての記載はなく、請求者の給与から厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。